

◎議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

(令和七年三月三十一日法律第六号) (衆)

一、提案理由 (令和七年三月一八日・衆議院本会議)

○浜田靖一君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、議院に出頭する証人等の旅費及び日当について所要の規定の整理を行おうとするものであります。

…………… (略) ……………

本法律案及び規程案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告 (令和七年三月二六日)

○牧野たかお君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、議院に出頭する証人等の旅費及び日当について、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。